慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	改正組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」概念とその前提犯罪に関する考察
Sub Title	A study on the concept of "proceeds of crime" and their predicate offences under the amended act on punishment of organized crimes and control of crime proceeds
Author	橋本, 広大(Hashimoto, Kodai)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.119, (2018. 12) ,p.373- 406
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20181215-0373

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

改正組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」概念とその前提犯罪に関する考察

橋本広大

一　はじめに
二　問題の所在
三　組織的犯罪処罰法二〇一七年改正の概要
　(一)　総　説
　(二)　組織的犯罪処罰法二条二項一号に係る改正の概要
　(三)　国際組織犯罪防止条約との関係
四　検　討
　(一)　総　説
　(二)　組織的犯罪処罰法二条二項一号の要件
　(三)　過失犯と犯罪収益
　(四)　過失犯と「財産上の不正な利益を得る目的」要件との関係
　(五)　小括と若干の検討
五　おわりに

一　はじめに

国際組織犯罪[1]対策において、犯罪収益規制の重要性は国際的な認識を得るに至った。それは様々な形で諸外国における法制度に反映されてきており、近時、刑事法的対応のあり方を大きく変える法改正を行った国もある[2]など、比較法的に注目に値する動向がみられるところである[3]。

日本もその例外ではない。すなわち、日本においては、刑法総則上の没収（刑法一九条一項）及び追徴（同法一九条の二）はもとより、現在では、犯罪収益規制に関する諸規定を有するいくつかの特別法が重要であるといえるが、その一翼を担う「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下、「組織的犯罪処罰法」とする）が二〇一七年に改正され（以下、「二〇一七年改正」とする）、同法に基づく犯罪収益規制のあり方に変更が加えられたのである。その概要をあらかじめ示すとすれば、大略、次の二点である。すなわち、第一に、同法二条二項一号の規定ぶりが改められ、同法における「犯罪収益」の「前提犯罪」が、従来の別表形式から、いわゆる「長期四年以上の罪」が幅広く含まれる包括的な規定ぶりによって定められることとなったこと（二条二項一号イ）、第二に、同法二条二項に五号が新設され、「〔テロ等準備罪の犯罪行為である〕計画をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産」が同法における「犯罪収益」として新たに規定されたこと[4]、である。

本稿は第一の点、すなわち組織的犯罪処罰法における犯罪収益の前提犯罪に関する同法二条二項一号に係る変更につき検討を加え、その意義を明らかにしようとするものであるが、二〇一八年十月現在、同法二〇一七年改正に関する論稿[5]のうち、この点を詳細に論じたものはみられない。もっとも、本稿で明らかにするように、この点は犯罪収益の前提犯罪に関する重要な変更であり、日本における犯罪収益規制のあり方に関わるものと考えられる。本稿は、二

〇一七年改正の適切な評価、及び同改正により変更が加えられた二条二項一号の今後の運用に資するべく、可能な限りの検討を行おうとするものであるが、より具体的な問題の所在及び検討の手順については、章をあらためて述べることとする。

二　問題の所在

組織的犯罪処罰法二〇一七年改正により、同法における犯罪収益の前提犯罪について規定する二条二項一号が、従来の別表形式から、いわゆる「長期四年以上の罪」を幅広く含む包括的な規定ぶりに改められたことは先述したとおりであるが、そもそも本改正がなぜなされ、そしてなぜこのように規定ぶりが改められたのかといった点については、これまで必ずしも十分に説明されてこなかったと思われる。もっとも、この点に関する理解は本稿における後の検討の前提となるだけでなく、それ自体日本における犯罪収益規制にとり重要と思われるので、確認しておくこととする。そこでは、二〇一七年改正の概要をふまえた上で、特に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約[6]」（United Nations Convention against Transnational Organized Crime. 以下、「国際組織犯罪防止条約」とする）との関係を整理する。

続いて、前提犯罪に関する二条二項一号が「長期四年以上の罪」を幅広く含む規定ぶりとなったことで、前提犯罪の範囲が拡大したといえるのであるが、どれだけ拡大したのか、そしてそのことは前提犯罪に関するこれまでの議論とどのように関係するのかといった点について検討する。そこでは、二〇一七年改正により過失犯が前提犯罪に含まれたことを素材として、刑法総則上の没収との関係及び前提犯罪についての「財産上の不正な利益を得る目的」要件との関係を論じる。

以上の点を本稿では順次取り上げて検討していくこととする。

三　組織的犯罪処罰法二〇一七年改正の概要

㈠　総　説

平成二九年六月一五日に第一九三回通常国会において可決成立し、[7] 同月二一日に公布、翌七月一一日に一部を除き施行された改正組織的犯罪処罰法（平成二九年法律第六七号）については、その改正に向けた過程において、特に、同法六条の二に新設された、いわゆるテロ等準備罪[8]が耳目を集めた。もっとも、同改正に際しては他にも何点かの重要な変更が組織的犯罪処罰法に加えられており、本稿で既に言及したように、犯罪収益規制に関わるものも含まれている。そのうち、本稿の検討の対象となる、同法二条二項一号に係る変更については以下のとおりである。

㈡　組織的犯罪処罰法二条二項一号に係る改正の概要

まず、組織的犯罪処罰法上の「犯罪収益」と「前提犯罪」について簡単に整理しておきたい。すなわち、組織的犯罪処罰法は二条二項柱書において、「この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。」と規定し、[9] 以下に続く各号において犯罪収益に該当する財産を列挙している。犯罪収益は同法九条ないし一一条に規定されるマネー・ローンダリング犯罪の客体となるほか、同法一三条一項による没収及び同法一六条一項による追徴の対象となり得ることから、組織的犯罪処罰法に基づく犯罪収益規制を考える上で、同法における犯罪収益に含まれるかどうかは大きな意義を有し、さらには実務上も重要であり、積極的な運用が志向されている。[10] 関連して、「前提犯罪」とは犯罪収益が生じる前提となる犯罪のことをいうが、[11] 本稿が検討の対象とする二条二項一号はこの前提犯罪に関する規定である。

1　二〇一七年改正以前の規定と別表

二〇一七年改正以前、二条二項一号は次のとおり規定しており（傍線は筆者による）、規定から明らかなように、犯罪収益の前提犯罪は別表に列挙されていた。

「一　財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」

同別表には、組織的犯罪処罰法が施行された二〇〇〇年二月以来、前提犯罪が順次追加されており、二〇一七年改正前の時点で二〇〇を超える類型が列挙されるに至っていた。その選定基準について、立案関係者は、組織的犯罪処罰法制定時の解説において次のように説明している。すなわち、当時、FATF[12]（金融活動作業部会）勧告等が前提犯罪を薬物犯罪から重大な犯罪へと拡大すべきであるとしていたことをふまえた上で、「個々の犯罪ごとに、当該犯罪に係る犯罪収益の運用等の行為を規制するとともにその的確なはく奪の措置を講じることが犯罪収益規制の趣旨・目的に照らして必要かつ効果的かという観点から、犯罪の重大性、多額の犯罪収益に結びつくものか否かという要素や、組織的犯罪対策として緊急に対処すべき現実的な必要性の有無、国際的な協調の必要性等を考慮して吟味した上で、死刑又は無期若しくは長期五年以上の懲役に当たる罪のうち①極めて重大な犯罪②暴力団等の資金源犯罪など、犯罪組織によって多額の収益を獲得するために職業的・反復的に実行されると認められる犯罪③合法的な経済活動の周辺にあって多額の犯罪収益を伴う犯罪④諸外国において広くマネー・ローンダリング罪の前提犯罪とされている犯罪と同種のもののほか、前記法定刑を下回る場合であっても⑤現実に、暴力団等が多額の収益を獲得していると認め[13]

られる資金源犯罪を選択した」[14]とするのである。

以上のような別表形式には、前提犯罪に該当する類型が明確であるという利点があると考えられる一方、新たな類型を前提犯罪に加えるべきと考えられた場合や、既に前提犯罪として別表に規定されている類型の条文に変更が生じた場合に、別表を変更するためそのつど法改正が必要となるなどの不都合が指摘されていたところであった[15]。

2　二〇一七年改正後の規定と前提犯罪の範囲

二〇一七年改正により、二条二項一号については、「別表に掲げる罪」の部分が変更され、「次に掲げる罪」と規定されることとなり、その内容を示すものとして新たに次のとおり、イ及びロが規定されることとなった。

「一　財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ　死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

ロ　別表第一（第三号を除く。）又は別表第二に掲げる罪」

このように規定が改められたことによって、イに掲げる罪、すなわち法定刑として「死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑」を定める罪（以下、「長期四年以上の罪」とする）が包括的に組織的犯罪処罰法におけ

る犯罪収益の前提犯罪とされるとともに、上記ロがそれに加えてさらに前提犯罪を規定している。ロにいう別表第一には、国際組織犯罪防止条約上の犯罪化義務に対応した類型（これら類型を「条約創設犯罪」ともいう）が規定されており、テロ等準備罪も別表第一に規定されている。そして、改正前の別表に掲げられていた前提犯罪には、先述の立案関係者の説明にいう「前記法定刑（長期五年以上）を下回る場合であっても⑤現実に、暴力団等が多額の収益を獲得していると認められる資金源犯罪」が含まれており、その中には、長期四年以上の罪に該当せず、かつ、国際組織犯罪防止条約上犯罪化が義務づけられている犯罪にも該当しない類型が含まれていたところ、それら類型については、前記規定のロにいう別表第二に掲げられており、したがって、二〇一七年改正後も引き続き前提犯罪に含まれている。このことから、二〇一七年改正により、前提犯罪の範囲は、長期四年以上の罪であって、かつ、改正前の別表に掲げられていなかった類型の分だけ拡大したということができるであろう。

それでは、このような改正がなぜなされたのか、そしてなぜこのように改正されたのであろうか。この点については、二〇一七年改正と国際組織犯罪防止条約との関係を整理しつつ説明することとしたい。

㈢　国際組織犯罪防止条約との関係

1　犯罪収益の洗浄に関する国際組織犯罪防止条約上の義務

まず、ここではごく簡単に、二〇一七年改正による二条二項一号の規定ぶりの変更と国際組織犯罪防止条約の規定する犯罪化義務との関係を整理しておきたい[16]（とくにことわらないかぎり、ここでの条番号は国際組織犯罪防止条約上の規定をさす）。同条約は締約国に対し、重大な犯罪の合意又は組織的な犯罪集団への参加（五条）、犯罪収益の洗浄（六条）、腐敗行為（八条）、司法妨害（二三条）の四類型（先述した条約創設犯罪）について、故意に行われた場合には犯罪となるよう必要な立法その他の措置をとることを義務づけている[17]。

そして、特に犯罪収益の洗浄（六条）に関連し、同条約は、「犯罪収益」を「犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう」（二条(e)）と定義した上で、犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し、偽装する等の目的で、当該財産を転換し、移転すること及び犯罪収益である財産の性質、出所等を隠匿し、偽装すること、ならびに犯罪収益である財産の取得等（いわゆるマネー・ローンダリング）の犯罪化を義務づけている（六条一(a)及び(b)）[18]。そして、同条約は、ここにいう「犯罪収益」を生じる前提となる犯罪が「前提犯罪」であると定義しているが（二条(h)）、この「前提犯罪」には、同条約が犯罪化を義務づける犯罪（先述した四類型）及びすべての「重大な犯罪」を含ませることが義務づけられている（六条二(b)）。

ここでさらに「重大な犯罪」の意義が問題となるが、これについては二条(b)が「長期四年以上の自由を剝奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。」と規定している。これを日本の状況に照らせば、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役もしくは禁錮の刑が定められている罪が「重大な犯罪」に該当することとなる。

以上をふまえた上で、組織的犯罪処罰法二〇一七年改正による二条二項一号の規定ぶりの変更との関係をあらためて整理すると次のとおりである。すなわち、国際組織犯罪防止条約はその六条一(a)及び(b)により締約国に対しマネー・ローンダリングの犯罪化義務を課しており、同義務に対応する国内法は、本稿でも既に言及した組織的犯罪処罰法九条ないし一一条の規定するマネー・ローンダリング犯罪である。同条約は、マネー・ローンダリングの犯罪化義務を課す六条一(a)及び(b)にいう「犯罪収益」の「前提犯罪」には、同条約が犯罪化を義務づける犯罪及びすべての「重大な犯罪」を含ませることを義務づけており、そこにいう「重大な犯罪」が長期四年以上の罪をさしていることは既に確認したが、同義務に対応する国内法規定は、組織的犯罪処罰法九条ないし一一条の規定するマネー・ローンダリング犯罪の客体となる犯罪収益の前提犯罪を定める同法二条二項一号である。そして、既に確認したとおり、二

〇一七年改正により同号の規定ぶりが改められ、それにより前提犯罪には長期四年以上の罪がすべて含まれることとなった。よって、同法二〇一七年改正による同法二条二項一号の規定ぶりの変更、すなわち前提犯罪の範囲をすべての長期四年以上の罪にまで拡大することは国際組織犯罪防止条約上の義務であったといえるのであり、既に公刊されている二〇一七年改正に関する論稿もこの点に関する結論は確認している。[19]

もっとも、長期四年以上の罪をすべて前提犯罪に含めることが条約上の義務であることはこれで明らかになったとしても、さらに問題となるのは、なぜ別表形式を放棄して包括的な規定ぶりが採用されたのかという点である。この点については、以下、いわゆるテロ等準備罪の対象犯罪との対比から説明することとする。

2　テロ等準備罪の対象犯罪との対比

国際組織犯罪防止条約が締約国に課す義務には、重大な犯罪の合意又は組織的な犯罪集団への参加（五条）の犯罪化が含まれていることは既に確認したとおりであるが、二〇一七年改正により新設されたテロ等準備罪（組織的犯罪処罰法六条の二所定の「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」の罪）は、同義務に対応するために新設された。[20] 本稿では立ち入らないが、同義務を履行するための国内担保法として、複数人による犯罪実行の合意を処罰する、いわゆる共謀罪を新設する試みは二〇〇〇年代前半から幾度かなされ、そのたびに実現されずに終わった経緯があり、このことは日本が国際組織犯罪防止条約を締結できないでいた理由の一つであった。[21]

テロ等準備罪は、二〇一七年改正後の組織的犯罪処罰法別表第四に掲げる二七七の罪[22]（対象犯罪）に当たる行為につき、組織的犯罪集団の団体の活動として当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上の者が計画し（計画行為）、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為（実行準備行為）が行われたときに成立する罪である。対象犯罪

には、国際組織犯罪防止条約上の「重大な犯罪」（同条約二条(b)、すなわち長期四年以上の罪）及び条約上犯罪化が義務づけられている罪のうち、組織的犯罪集団の結合目的となることが現実的に想定される二七七の罪が選択され掲げられている。[23] このことは、犯罪収益の前提犯罪に重大な犯罪、すなわち長期四年以上の罪をすべて含むよう改正されたことと異なっている。この点、テロ等準備罪の対象犯罪の限定については、国際組織犯罪防止条約五条一(a)(1)が、重大な犯罪の合意の犯罪化にあたり、国内法上、組織的な犯罪集団が関与するものとの要件を付すことを認めているというオプションを活用したものと説明される。[24] このようなオプションの活用により、テロ等準備罪の対象犯罪からは、同罪の構成要件たる「計画」の対象となることが観念し得ない類型が除かれているのである。

他方で、同様に同条約の義務づける犯罪収益の洗浄（六条）の犯罪化の文脈においては、既に確認したとおりそのようなオプションが用意されておらず、したがって、すべての重大な犯罪、すなわち長期四年以上の罪をすべて犯罪収益の前提犯罪に含めるような規定ぶりとする必要があったと考えられる。

もっとも、ここで一点注意が必要と思われることは、長期四年以上の罪をすべて犯罪収益の前提犯罪に含めることは条約上の義務であったが、別表形式を放棄して包括的な規定ぶりに変更することまでは必ずしも義務づけられていなかったと考えられる点である。すなわち、先述したとおり、すべての「重大な犯罪」を前提犯罪に含めることを義務づける条約の規定は六条二(b)であるが、同規定はその第二文において、「自国の法律が特定の前提犯罪を列記している締約国の場合には、その列記には、少なくとも、組織的な犯罪集団が関連する犯罪を包括的に含める。」としており、したがって、前提犯罪の規定の方法として、包括的な規定ぶりでなく、類型を別表に列挙する形式を採用したからといって、ただちに条約上の義務を履行していないとはならないと考えられる。

組織的犯罪処罰法二〇一七年改正にあたり、別表形式から包括的な規定ぶりに変更したことの理由については必ずしも明らかではないが、考えられることとしては、先述のとおり、（条約上の義務履行とは直接には関連しないものの、）

別表に規定されている類型の条文に変更があった場合にそのつど法改正が必要になるという、別表形式にともなう不都合がかねてより指摘されていたということがあげられるだろう。また、別表形式を維持しつつ条約上の義務を履行しようとすると、すべての「重大な犯罪」、すなわち日本における長期四年以上の罪をすべて別表に列挙する必要があるが、それに該当する罪は二〇一七年一月一日時点で六七六の類型にのぼっていたとされており[25]、それらをすべて列挙することはそのような不都合を助長するものとなりかねないと思われる。

四　検　討

㈠　総　説

ここまで概観してきたとおり、組織的犯罪処罰法二〇一七年改正により、同法における犯罪収益の前提犯罪について規定する二条二項一号の規定ぶりが改められ、前提犯罪に長期四年以上の罪が包括的に含まれることとなった。そして、このことは国際組織犯罪防止条約上の義務に基づくものであり、テロ等準備罪がその対象犯罪を実質的な考慮に基づいて二七七の類型にまで限定したこととの違いは、条約上のオプションの有無によるものであることも確認した。

それでは、より具体的に、犯罪収益の前提犯罪の範囲はどれだけ拡大されたのであろうか。そして、そのことは前提犯罪に関するこれまでの議論とどのように関係し、日本における犯罪収益規制にどのような影響を与えるのであろうか。

既に確認したとおり、二〇一七年改正前の二条二項一号に係る別表には二〇〇を超える類型が前提犯罪として列挙

されていたこと、そして日本において長期四年以上の罪は六七六の類型があると指摘されていたことをもふまえると、二〇一七年改正により新たに前提犯罪に含まれた類型の数は四五〇程度にのぼることとなろう。それら類型につき一つずつ検討することは本稿の力の及ばないところであるが、他方で、共通する性質に着目して任意に分類して取り上げることは可能であると思われる。たとえば、これも既に確認したとおり、改正前の別表に掲げられていた類型は、原則として長期五年以上の法定刑を有する類型に限られていたが、二〇一七年改正により長期四年以上の罪がすべて含まれることになったため、長期四年以下の法定刑を備える類型については本改正により初めて前提犯罪に含まれることになったといえよう。[26]

このような観点からは、二〇一七年改正により犯罪収益の前提犯罪に過失犯が含まれたことに着目した検討が重要であると考えられる。その理由は次のとおりである。

すなわち、本稿でこれから論じるとおり、そもそも過失犯による犯罪収益が観念され得るかということ自体が問題となり得るところ、この点については刑法総則上の没収と過失犯に関する議論が参照可能であり、また、同議論を参照することを通じて、刑法総則上の没収と組織的犯罪処罰法における犯罪収益規制との関係が整理され得る。

次に、組織的犯罪処罰法においては、前提犯罪が「財産上の不正な利益を得る目的」のもとでなされることを要するところ、同法制定時においては前提犯罪に過失犯が含まれることは念頭に置かれておらず、したがって同目的と過失犯との関係は必ずしも明らかではないが、他方、この点はかつて法制審議会で議論されたことがある。かかる議論を参照することを通じて、「財産上の不正な利益を得る目的」と過失犯との関係が一定程度明らかとなるだけでなく、ひいては同目的の意義に関する理解にも資することとなろう。

このように、二〇一七年改正により犯罪収益の前提犯罪に過失犯が含まれたことの検討を通じて、その意義が明らかになるだけではなく、過失犯をはなれ、ひいては改正組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」概念とその前提犯罪

に関する理解に資する点において、過失犯に注目することが重要であると考えられるのである。より具体的な検討に移る前に、必要な限りで二条二項一号に関する要件を以下に確認することとする。

(二) 組織的犯罪処罰法二条二項一号の要件

まず、組織的犯罪処罰法（改正後）二条二項一号は柱書において、犯罪収益につき「財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（中略）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」と規定している。したがって、犯罪収益は前提犯罪によって生成、取得または報酬として得た財産に限定されており、刑法総則上の没収にいう犯罪組成物件（刑法一九条一項一号）、犯罪供用物件（刑法一九条一項二号）に相当する財産は組織的犯罪処罰法上の犯罪収益にあたらない。ここで、「財産」とは社会通念上経済的価値が認められる利益一般をいい、動産、不動産といった有体物に限られず、金銭債権や無体財産権も含まれるとされている。[27]

また、前提犯罪は「財産上の不正な利益を得る目的」でなされる必要がある。同目的は、「その取得、保持が法秩序上許容されない利益を得る目的」であり、財産犯や収賄などの罪より得られた財産は当然に同目的で犯した罪の犯罪行為により得られた財産に該当するとされている。[28] この要件の趣旨は、「このような目的で犯される前提犯罪に対しては、犯罪収益のはく奪等がその予防に資するとともに、このような目的で犯されるときには、犯罪収益が多額に上るものと考えられ、他方、このような目的なく犯される犯罪にあっては、犯罪による収益のはく奪等の措置を講じるとしても、これを予防する効果は低く、また、その収益が多額に上ることも少ない上、そのようないわば偶然の利益が将来の犯罪活動に再投資される蓋然性も低いと考えられるからである」[29]と説明される。この要件が正面から問題となったケースは管見の限りでは見受けられないが、他方で、二〇一七年改正による二条二項一号の改正、すなわち

前提犯罪の拡大により、この要件との関係で問題が生じ得ることを後の検討で明らかにする。

㈢　過失犯と犯罪収益

1　前提犯罪に含まれた過失犯の類型

以上をふまえた上で、過失犯が前提犯罪に含まれたことの検討に移る。

組織的犯罪処罰法二〇一七年改正により新たに前提犯罪に含まれた類型を列挙したものはみられないが、過失犯については少なくとも以下の類型は含まれたと思われる。これらはすなわち、長期四年以上の罪に該当する過失犯類型である。

① 業務上過失致死傷罪及び重過失致死傷罪（刑法第二一一条）
② 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下、「自動車運転死傷行為処罰法」）第四条）
③ 過失運転致死傷罪（自動車運転死傷行為処罰法第五条）
④ ②の罪の無免許加重（自動車運転死傷行為処罰法第六条第三項）
⑤ ③の罪の無免許加重（自動車運転死傷行為処罰法第六条第四項）
⑥ 消防法違反（業務上必要な注意の懈怠による危険物の漏出等致死傷の罪。同法第三九条の三第二項）

これら類型が前提犯罪に含まれたことをふまえた上で、そもそも過失犯の犯罪行為により犯罪収益が生じる余地は観念され得るか、ということがまず問題となる。

2　刑法総則上の没収に関する議論

(1)　刑法総則上の没収と組織的犯罪処罰法における犯罪収益との関係

この点、刑法総則上の没収（刑法一九条一項）に関するものではあるが、過失犯と没収についての議論が参照に値すると思われる。なぜなら、組織的犯罪処罰法における犯罪収益は前提犯罪によって生成、取得または報酬として得た財産である旨規定されていることを先に確認したが、かかる規定ぶりは、刑法総則上の没収における生成・取得・報酬物件（刑法一九条一項三号）についての規定と、客体たる「財産」と「物」との違い等はあれど、同様の規定ぶりとなっており、参照可能と思われるからである。[30]

(2)　犯罪組成物件及び犯罪供用物件と過失犯

i　学説の概観

まず、犯罪組成物件[31]（刑法一九条一項一号）については、過失犯における過失行為も犯罪行為である以上、例えば、道路交通法第一一六条の車両等運転者による業務上（重）過失建造物損壊罪において運転された車両のように、過失犯についても犯罪組成物件が理論上あり得るとされている。[32]また、犯罪供用物件[33]（刑法一九条一項二号）についても、たとえば、業務上過失致死傷罪（現在は自動車運転死傷行為処罰法五条所定の過失運転致死傷罪が相当する）[34]において死傷の結果を惹起した自動車のように、理論上、過失犯についても犯罪供用物件があり得ると解されている。[35]

ii　裁判例の概観

過失犯について没収を言い渡した裁判例は見当たらないとされているが、[36]たとえば、酒酔い運転や無免許運転等（道路交通法上の罪が成立し得る）により自動車事故を起こした事例につき、道路交通法上の罪（故意犯）の犯罪組成物件として自動車を没収しつつも、過失犯についての没収を観念する余地を認める裁判例も存在する。一例として、東京高裁昭和五一年四月二七日判決[37]は、無免許で自動車を運転することを内容とする無免許運転罪（道交法六四条・一一

七条の二の二第二号）の構成要件要素に属する物件、すなわち犯罪組成物件（刑法一九条一項一号）として自動車の没収を肯定しつつ、「およそ過失犯については、犯罪供用物件と解せられる物があったとしても、これが没収は極めて限定された場合（例えば同種の重大な過失を繰り返すおそれがあるため、危険防止上是非とも没収を必要とするような場合）にのみ認められるべきものである」とする一般論を示している。

さらに、やや特殊な事例ではあるが、神戸地裁平成一一年二月一日判決[38]は、次のような事例につき重過失致死罪について犯罪供用物件の没収を認めている。すなわち、自宅内において妻と口論となった被告人が、隠しておいた日本刀（刃渡り約三六・二センチメートル）を取り出し、憤激の赴くまま、閉まっていたふすまを突き刺したところ、ふすまの背後にいた長男の胸部をふすま越しに突き刺して死亡させたという事案において、被告人につき重過失致死罪（刑法二一一条後段）及び銃刀法上のいわゆる所持罪（三条一項・三一条の一六第一項一号）の成立を認めたものであるが、当該日本刀を没収するにあたっての根拠規定として刑法一九条一項二号をあげているため、重過失致死罪に基づく犯罪供用物件の没収を認めた事例と考えられるのである。

(3)　犯罪生成・取得・報酬物件と過失犯

以上は、過失犯についての犯罪組成物件及び犯罪供用物件に関する議論状況であるが、先述したとおり、組織的犯罪処罰法上の犯罪収益について規定する同法二条二項一号は、「財産上の不正な利益を得る目的で犯した次の罪の犯罪行為（中略）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」と規定しているのであるから、犯罪収益は前提犯罪によって生成若しくは取得又は報酬として得た財産に限定されており、刑法総則上の没収にいういわゆる犯罪組成物件、犯罪供用物件に相当する財産は犯罪収益にあたらないこととなる。よって、過失犯について犯罪生成[39]・取得[40]・報酬物件[41]（刑法一九条一項三号）が観念され得るかがさらに問題となる。

この点、過失犯についてこれら物件を論じたものは見当たらず、「その性質上没収が問題となる場合はほとんどな

いものと考えられる」とも指摘されている。[42] もっとも、これら物件に関する議論[43]においては過失犯との関連が積極的に論じられているわけではなく、過失犯についてのこれら物件の余地が解釈論的にただちに否定されることにはならないと思われる。たとえば報酬物件については、「犯人が犯罪行為をしたことの対価報酬として取得した物」をいうとされるのみであって、[44] そこにいう犯罪行為については、犯罪構成要件に該当する行為をいい、「基本的構成要件に該当する行為であるか、構成要件の修正形式である教唆行為、幇助行為であるかを問わない」[45]とされていることにかんがみても、過失犯についての犯罪報酬物件の余地は完全には排除されないと考えることは可能であろう。そのような前提に立てば、たとえば、〔事例1〕被告人Xが、自動車の運転に必要な注意を怠った過失により被害者Vを死亡させたところ、被害者Vが属していた暴力団Aと抗争対立する別の暴力団Bの幹部から報酬としての趣旨で交付された現金や、〔事例2〕スリルのある運転を売りに客を水上バイクに乗せて運転することを業としていた被告人Xが、報酬として現金を得た上、客を乗せて水上バイクを運転し、スピードを必要以上に上げて旋回した過失により、乗客を水上バイクから落下させて重傷を負わせた場合における現金などについて、過失犯についての犯罪報酬物件としてその没収を観念する余地はあり得ると思われる。

㈣　過失犯と「財産上の不正な利益を得る目的」要件との関係

1　法制審議会における議論を参照する意義

以上より、過失犯についての刑法総則上の犯罪生成・取得・報酬物件の余地は完全には否定されず、それら物件に相当する財産であるところの組織的犯罪処罰法上の犯罪収益についても、過失犯によるものを観念し得るとの前提に立ったとき、次に問題となり得るのは、同法二条二項一号における「財産上の不正な利益を得る目的」要件との関係である。

この点、同目的の趣旨は既に確認したとおりであるが、他方で、同目的と過失犯との関係はこれまでほとんど論じられてこなかった。というのも、組織的犯罪処罰法二〇一七年改正によって前提犯罪に長期四年以上の罪が包括的に含まれたことにより、はじめて前提犯罪に過失犯が含まれたのであって、改正以前の別表には過失犯が含まれておらず、同目的と過失犯との関係はおよそ問題にならなかったのである。したがって、この問題は二〇一七年改正によりはじめて生じたものといえる。

それでは、「財産上の不正な利益を得る目的」要件と過失犯との関係をどのように考えるべきであろうか。その際、参照されるべきは、法制審議会刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会における議論である。

既に述べたとおり、国際組織犯罪防止条約上の犯罪化義務を受けていわゆる共謀罪を日本に導入する試みは二〇〇〇年代前半からなされていたが、その際には、（二〇一七年改正として結実した改正法と同様に）あわせて犯罪収益規制に係る規定の改正も検討されていたのである。より具体的には、二〇〇二年九月三日、法務大臣から「国際組織犯罪防止条約締結に伴う罰則等の整備に関する諮問」（諮問第五八号）がなされ[46]、法制審議会刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会が設置され五回の審議がなされている[47]。ここでは、同部会における議論のうち、本稿の検討に関係すると思われる部分を取り上げたい。

まず、議論の起点となった諮問第五八号には、立案当局により国際組織犯罪防止条約上の義務や、当時の国内法制度の整合性等を検討した結果に基づく要項（骨子）が付されており、その「第三　犯罪収益規制等」に掲げられた規定が本稿における検討との関係で重要であると思われるため、以下に掲げることとする（傍線は筆者による）。

「第三　犯罪収益規制等

一　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法という。）第二条第二項第一号に規定す

る犯罪収益の前提犯罪に、1及び2に掲げる罪（現行組織的犯罪処罰法の別表に掲げるものを除く。）を加えるものとすること。

1　条約第五条、第八条又は第二三条に規定する犯罪化義務に対応する罰則に定める罪

2　死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（1に掲げるものを除く。）

二　（略）

三　（略）」

上記規定は、組織的犯罪処罰法二条二項一号の規定する犯罪収益の前提犯罪の範囲を拡大するものであり、先に確認した、条約が犯罪化を義務づける犯罪及びすべての「重大な犯罪」を前提犯罪に含めるものである。これについて、立案当局からは「その一は、犯罪収益の前提犯罪を拡大するものであります。すなわち、条約第六条は、原則として、重大な犯罪並びに条約が犯罪化を求める共謀罪、贈収賄罪、司法妨害罪をすべて前提犯罪に含めることを義務付けておりますが、現行組織的犯罪処罰法における犯罪収益の前提犯罪は、これよりも狭いものとなっておりますので、本要綱では条約上の義務に対応する範囲まで前提犯罪を拡大することとしております」[48]と説明し、条約締結に際しての義務であることを確認している。

特に傍線部については、長期四年以上の罪を包括的に前提犯罪に含めることとした二〇一七年改正と同様の書きぶりであるため、このような規定をめぐる法制審議会の議論は、二〇一七年改正を検討する上でも参照し得ると考えられるのである。[49]

2　過失犯と「財産上の不正な利益を得る目的」要件との関係に関する議論

以上のような観点から、具体的にどのような議論がかわされたかをみていくこととする。

まず、犯罪収益の前提犯罪の範囲を、国際組織犯罪防止条約の課す義務を履行するために拡大する必要があり、その際には、別表に前提犯罪を列挙するそれまでの方式よりも、包括的な規定ぶりの方が望ましいという考え方を前提とした上で、以下のような議論がなされた。(53)

●今の点に関連してお伺いしたいのですけれども、四年以上ということですと刑法犯の中では業務上過失が入ってくるかと思いますけれども、これは先ほどの不正な利益を得る目的というところで外れるというふうにお考えなのか、あるいは業務上過失についても不正な利益を得る目的ということはあり得ると、あり得て、かつ、やはり入れておくべきであるというふうにお考えなのか、その点お聞かせいただけますでしょうか。

●現在、重大な犯罪に相当する犯罪の規定が五百数十ございますが、その中で過失犯に当たるものが、今、○○幹事から御指摘のありました業務上過失致死傷罪のほかに、あと二つございまして、合計三つあるわけでございますが、過失犯につきましては、過失行為のとらえ方等々によりましていろいろな考え方はあろうかとは思いますが、一応犯罪であって、その犯罪行為の遂行によって利益が生ずるということもあり得るだろうと思うわけでございます。

問題は、その「財産上不正な利益を得る目的」の「不正」のところの解釈がどうかということはあろうかと思いますが、不正というのは一種の評価概念でございまして、故意犯であってもおれは不正だと思っていないといったらそれで通るというのはおかしいわけでございまして、これは客観的に不正な利益と認められることであれば足りるということからいたしますと、過失犯であっても財産上不正な利益を得る目的で犯した犯罪と言える場合があり得るかなとは思います。

以上の議論においては、前提犯罪を長期四年以上の罪を包括的に含むものと規定すると過失犯が含まれること、そ

して、過失犯の犯罪行為により犯罪収益が生じる余地があることがまず確認されている。その上で、立案当局と思われる側から、「財産上不正な利益を得る目的」との関係につき、過失犯の場合において、行為者は、犯行時に当該犯罪行為によって取得される財産が「不正」な利益であることを認識していなくとも、客観的に「不正」と評価される利益を得る目的で当該犯罪行為を行ったのであれば、「財産上の不正な利益」を得る目的は存すると解し得るとする考えが示されたように思われる。

さらに、実務家と思われる委員から、以下のような発言がなされた[51]。

●過失犯の実務をやっておりますと、これが当たるかどうかはともかく、あり得るとすれば、例えば交通事故で、たまたま死んだのが別の抗争対立する暴力団の幹部であった、非常によくやったということで報酬を得るというようなことが、あり得るということを考えると、それが不正の利益、ここの要求に当たるかどうかは別としても、一応形としてはあり得るのかなということが直感的には浮かぶというのが一つです。

それを載せるかどうかは別としても、ともかくおよそ関係がないということになり得るかといったら、そうはいかないだろうという感じはいたしますね。

以上の発言は、本稿で先述した〔事例1〕と同様のケースにつき、犯罪収益が生じる余地があり、また、それが組織的犯罪処罰法による犯罪収益規制の趣旨とおよそ無関係とはいえないという理解を示したものといえるであろう。

その後、犯罪収益の前提犯罪を長期四年以上の罪を包括的に含むものと規定すると、過失犯に限らず犯罪収益を生じさせる余地が考えられないような類型[52]が少なからず含まれてきてしまうと考えられることから、やはり別表に列挙する方式を維持することも一案なのではないか、という議論がなされていた中で、以下のようなやり取りもなされて

いる。[53]

●そういう意味では、偶然に起こり得る事件というのが幾つかあるのです。例えば、航空法の機長の職務に関する罪で、旅客の救助等に必要な手段を尽くさなかったとか、船員法の船舶に危険がある場合における船長の処置義務違反、このようなものも、それはいわゆる組織犯罪対策法における要件のところで切れるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●普通は、そういう緊急事態における犯罪は、財産上不正な利益を得る目的で犯されることはないと考えられますので、一般的には目的のところで全部、事実認定上外れてしまうということであります。

●それも、過失犯と同じように、場合によっては初めから除外するという道もあり得るわけですね。

●過失犯の場合とやや違うかなと思うのは、目的のところで除かれてしまうのであれば、それをあえて別に除く必要がないだろうと。過失犯は解釈上あり得るということですので、政策的に除くかという話で、ちょっとそこはレベルが違うかなと思います。

●この財産上不正な利益を得る目的、この解釈にかかるわけで、犯罪の性質からかなりこれでセレクトされるということはよく分かりますが、今度この骨子のような形になった場合に、この目的での解釈が変わってくる余地があるかどうかと。

　というのは、もともとは故意犯を目指して出発していったわけですね。ところが、ねらった人間、たまたま過失で轢いてしまったということがあるかもしれない。それと別に、立証上は故意はなかなか難しい、その事件としては。したがって、過失犯として起訴すると。しかし、その背景というか、もっと大きいところから見ればやはり不正な利益を得るという、その認定されたその事実には限らないけれども、それを包含するもっと広いものがあるというような場合について、ここの不正な利益を得る目的というのが、認定されたその犯罪だけに限るものとして解釈するのか、もっと広いものまで解釈される余地があるかというあたりは、どんなふうなお考えなんでしょうか。

●これは、組織犯罪処罰法の二条二項の「財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪」の解釈にすべて解消されてしまうわけでございまして、普通はそういう目的で、直接の目的で犯した場合が典型であるということは間違いないと思いますので、その周辺がどこまで及ぶかというのは、解釈論の中に入ってしまうのじゃないかと思うのですが。

●そうすると、不法な収益は必ず取り上げるという、そういう思想からしたときに、そのようなものは外れるという方向の立法がいいのかどうかという、極めて政策的なというか、もっと合目的的な観点からこの規定を作るというか、しなければいけないなという感じはいたしますね。

以上のやりとりにおいては、まず、犯罪の成否を偶然の事情にかからしめているといえる類型があり、そのような犯罪は、「財産上の不正な利益を得る目的」で犯されることがおよそ考えられないとする理解が示されている。その上で、それら類型とは異なり、過失犯については一応そのような目的で犯されることがあり得るとした上で、過失犯を前提犯罪から除くとすればそれは政策的な判断に基づくものとなるとされている。さらに、やや別の観点からの指摘もなされ、すなわち、ある行為につき過失犯として起訴するのだが、犯罪事象を全体的に観察すると、当該行為が故意犯の実行に付随して生じた一場面といえるような場合に、「財産上の不正な利益を得る目的」の有無についてはどの範囲の事情まで取り込んで判断されるのかといった疑問も呈され、あらかじめ前提犯罪を選択して立法する別表形式にともなう困難な問題があり得ることが示されたといえる。

その後、一部の委員及び幹事から前提犯罪を別表形式で規定する修正案が提案されたが反対多数で否決され[54]、結局、犯罪収益規制に係る規定は当初の要綱（骨子）のまま、長期四年以上の罪を包括的に前提犯罪に含める規定ぶりが支持されることとなった。

㈤　小括と若干の検討

以上の検討により、二〇一七年改正後の組織的犯罪処罰法における犯罪収益の前提犯罪には過失犯が含まれ、過失犯についての犯罪収益を観念し得ること、そして、過失犯についても「財産上不正な利益を得る目的」でなされる場

合があると考える余地があることを一定程度明らかにできたと思われる。

過失犯について犯罪収益を肯定したとしても、組織的犯罪処罰法上の没収は任意的なものであること等に照らせば、罪刑の均衡を失するような過度な運用がなされることはないと考えられる。また、刑法総則上の没収が過失犯について言い渡されたことはほとんどないという状況にかんがみると、組織的犯罪処罰法二〇一七年改正により過失犯が犯罪収益の前提犯罪に含まれたことの意義は、運用面での影響という点においては限定的なものとなろう。もっとも、過失犯についての犯罪収益を肯定すると、それはマネー・ローンダリング犯罪類型（同法九条ないし一一条）の客体となり得ることとなり、かつ、それら類型の積極的な運用が実務において志向されていることをもあわせ考慮すれば、今後の運用を注視していく必要があろう。(55)

その上で、ここで、過失犯と「財産上の不正な利益を得る目的」との関係につき、さらに若干の検討を試みたい。

本稿で先に掲げた〔事例1〕、すなわち、被告人Xが、自動車の運転に必要な注意を怠った過失により被害者Vを死亡させたところ、被害者Vが属していた暴力団Aと抗争対立する別の暴力団Bの幹部から報酬としての趣旨で現金を交付されたという事例において、当該現金は組織的犯罪処罰法における犯罪収益に該当し得ると考えられるだろうか。この点、法制審議会における議論においては、同様の事例につき、実務家と思われる委員から、犯罪収益該当性を肯定する方向での理解が示されていたことは既に述べたとおりである。もっとも、その後の議論においてこの事例が取り上げられることはなかったため、当時の法制審議会としての整理は不明である。

この点につきさしあたっての本稿の考え方を述べるとすると、かりに「財産上の不正な利益を得る目的」にいう「不正」性については、先に参照した法制審議会における議論において示されていた理解のように客観的・事後的に満たされればそれで足りると解するとしても、本稿で先に参照した、組織的犯罪処罰法制定時の立案関係者による解説において、このような目的のもとで犯される犯罪については犯罪収益のはく奪等がその予防に資すると説明されて

いたことに照らせば、財産上の利益を得る目的は行為時において存在することが要求されると解すべきものと思われる。そのような目的が何ら存在しない事例1のようなケースにおいては、「財産上の不正な利益を得る目的」が欠け、報酬として得た現金を犯罪収益とみることはできないと考えられる。他方で、このような本稿の立場からは、事例2のようなケースにおいては、財産上の利益を得る目的が存在するため、同目的要件を充足し、したがって同事例における報酬として得た財産は犯罪収益に該当し得ると考えられる。「財産上の不正な利益を得る目的」要件は、このような機能を有すると考える余地があるだろう。

もっとも、それでは事例1における財産がまったく犯罪収益規制に服さなくなるのかというと、そうではなく、そこで報酬として交付された財産が物である限りにおいて、刑法総則上の報酬物件（刑法一九条一項三号）に該当し没収の対象となり得ると思われる。むろん、犯罪報酬物件の解釈が問題となり得るであろうが、既に確認したとおり、その意義については「犯人が犯罪行為をしたことの対価報酬として取得した物」とされるのみであるため、当該物が没収の対象から除外されると考える理由は必ずしも存在しない。

この点につき、さらに別の観点から問題があり得るとすれば、やや抽象的ではあるが、制度趣旨に関わる次のような点である。すなわち、組織的犯罪処罰法における犯罪収益に該当せず、したがって同法による没収の対象にはならないが、他方で刑法総則上の没収によって捕捉され得るとする前記結論と、組織的犯罪処罰法による犯罪収益規制の趣旨、すなわち、たとえば同法上の没収（一三条一項）が、「国際的な要請に応じる側面」を考慮して刑法総則上の没収を拡大するものとして設けられていることとの関係をどう考えるのかという点である。[56] 本稿でこれ以上立ち入ることはできないが、この点については最高裁平成一五年四月一一日判決[57]が参考になると思われる。すなわち、同判例においては、薬物犯罪を遂行する過程で費消・使用されるものとして共犯者から交付を受けた航空券及び金員等が、麻薬特例法二条三項にいう「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」に該当するかどうかにつき、大略、刑法一九条一項

二号の犯罪供用物件に当たる余地を認めつつ、麻薬特例法上の「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」には該当しないと判示したのである。そこでは、麻薬特例法上の犯罪収益規制が及ばない一方で、刑法総則上の没収の対象とはなり得るという帰結が成り立つことが前提となっているといえる。もっとも、麻薬特例法とは異なり、組織的犯罪処罰法上の犯罪収益の前提犯罪の範囲は元来広く、二〇一七年改正によりさらにその範囲が拡大している。本稿では過失犯を素材に検討を行ったが、新たに前提犯罪に含まれた類型と同法における犯罪収益概念との関係を検討し、同法に基づく犯罪収益規制の趣旨との整合性を今一度検討する作業は引き続き必要なものとなろう。

五　おわりに

本稿で明らかにしたことをあらためてふりかえるとすれば、次のとおりである。

まず、組織的犯罪処罰法二〇一七年改正は、国際組織犯罪防止条約上の義務履行を主眼としており、改正に向けた過程においてはテロ等準備罪が特に注目され盛んに議論されたが、同改正により犯罪収益規制にも重要な変更が加えられたことを確認した。その上で、本稿では同法二条二項一号の改正、すなわち、組織的犯罪処罰法における犯罪収益の前提犯罪が、それまでの別表形式から、長期四年以上の罪を包括的に含む規定ぶりへと変更されたことで前提犯罪の範囲が拡大したことを明らかにした。組織的犯罪処罰法において、犯罪収益は同法上のマネー・ローンダリング類型及び没収・追徴の客体となることから、その前提犯罪に係る変更は理論上・実務上重要なものであることをも指摘した上で、当該変更は条約上の義務であったことも確認した。そして、テロ等準備罪が条約上のオプションを活用し、その対象犯罪を、すべての重大な犯罪、すなわち長期四年以上の罪から、実質的な考慮に基づいて二七七にまで限定したのに対し、犯罪収益規制との関係では条約上に同様のオプションが存在しないことから、犯罪収益の前提犯

罪にはすべての長期四年以上の罪を含ませる必要があったことを確認し、条約との関係を整理した。このようにすべての長期四年以上の罪が前提犯罪に含まれたことが犯罪収益規制に与える影響について、本稿では特に過失犯が前提犯罪に含まれたことに着目し検討を行った。まず、刑法総則上の没収に関して、過失犯に基づく没収は、犯罪組成物件及び犯罪供用物件については理論上あり得ると指摘されており、実際に事例も存在することをまず明らかにした。もっとも、組織的犯罪処罰法上の犯罪収益は、前提犯罪「により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」（二条二項一号柱書）のみが該当する旨明文で規定されているため、過失犯によるそれら財産が観念され得るかについて、刑法総則上の没収における生成・取得・報酬物件に関する議論をも参照し検討したところ、過失犯による犯罪収益の余地は必ずしも同規定の解釈によって排除されているわけではないと考えられることを明らかにした。その上で、組織的犯罪処罰法においては、前提犯罪が「財産上の不正な利益を得る目的」でなされたことが求められているため、同目的要件との関係を検討した。同目的要件が正面から問題となった事例はなく、さらに、組織的犯罪処罰法制定時には前提犯罪に過失犯が含まれていなかったため、過失犯が同目的要件により前提犯罪から排除されるかどうかは必ずしも明らかではない。もっとも、二〇〇二年の法制審議会刑事法部会における議論を参照すると、同部会においては、同目的要件との関係でも過失犯による犯罪収益を認める余地がある旨の見解が示されており、それらを参照しつつ、いくつかの事例を用いながら、本稿としても、同目的要件によって前提犯罪から過失犯が排除されているわけではなく、したがって過失犯による犯罪収益が観念され得ると結論づけ、前提犯罪が拡大したことの意義の一端を明らかにした。

もっとも、本稿で扱いきれなかった課題もある。現在と議論状況が大きく異なるが、改正刑法準備草案においては、過失犯については原則的に没収を認めないこととされていた（七四条）のであり、そうされたことの理由を調べることによって、過失犯と没収の問題の理解に寄与することとなり、ひいては、過失犯が組織的犯罪処罰法上の犯罪収益

の前提犯罪に含まれたことの意義のさらなる検討にも資する部分があり得ると考えられる。

また、二条二項一号の改正により長期四年以上の罪をすべて前提犯罪に含めることは国際組織犯罪防止条約上の犯罪化義務の履行のためであることは既に述べたが、諸外国が犯罪収益規制に関わるいかなる規定でもって同義務を履行しているかを比較参照することも、日本における犯罪収益規制の検討に資するものとなろう。

さらに、既に本稿で言及したが、二〇一七年改正により新たに前提犯罪に含まれた類型は過失犯だけではなく、より立ち入った検討が必要な類型もあり得るところである。

これらを今後の課題と見据え、本稿を閉じることとしたい。

（1）一般的には薬物犯罪、銃器の不正取引、人身取引、資金洗浄、腐敗等が主な例としてあげられる。外務省ＨＰ「国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hanzai.html）を参照。本稿でも後に取り上げる国際組織犯罪防止条約も、国際組織犯罪の定義を示しておらず、具体的な類型も列挙していない。これは、時の経過に伴うグローバルな状況変化によって新たな犯罪類型が問題となった際にも同条約によって対応できるようにするためであると説明される。UNODC, 'Transnational Organized Crime'（https://www.unodc.org/ropan/en/organized-crime.html).

（2）最近では、ドイツにおいて犯罪収益剝奪に関する刑法上の規定を改正する法律が二〇一七年七月一日に施行された（Gesetz zur Reform der strafrechtlichen Vermögensabschöpfung, BGBl I 2017, 872)。同改正につき、佐藤拓磨「ドイツにおける犯罪収益はく奪制度の改正」法学政治学論究一一八号（二〇一八年）二一頁以下を参照。また、没収・追徴について横断的に検討した先行研究として、既に、町野朔＝林幹人編『現代社会における没収・追徴』（信山社、一九九六年）がある。

（3）犯罪収益規制の重要な一角を占めるマネー・ローンダリング規制について刑法学の立場から検討を行った近時の比較法研究として、澁谷洋平「イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪について⑴：二〇〇二年犯罪収益法制定以後の動向を中心として」熊本法学一四〇号（二〇一七年）六五頁以下、川崎友巳「アメリカ合衆国のマネーロンダリング罪」同志社法学六九巻七号（二〇一八年）三一二三頁以下がある。

（4）この第二の点については、既に、拙稿「組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」概念について――テロ等準備罪新設に係

る二条二項五号の検討――」法学政治学論究一一六号（二〇一八年）二一一頁以下が検討を加えている。さらに、同規定が、いわゆるテロ等準備罪の対象犯罪の選定と犯罪収益規制とを関連付ける機能を有すると指摘するものとして、井田良「比較法的観点から見たテロ等準備罪」刑事法ジャーナル五五号（二〇一八年）三〇頁がある。

（5）立案関係者による解説として、猪俣正貴「刑事立法の動き「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の概要」刑事法ジャーナル五四号（二〇一七年）六七頁以下、加藤俊治「組織的犯罪処罰法等改正法の概要」論究ジュリスト二三号（二〇一七年）八八頁以下、同「法の焦点 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について（補足編）」研修八三六号（二〇一八年）三三頁以下、隈良行＝髙清隆「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について」法曹時報六九巻一一号（二〇一七年）八七頁以下、山内由光「法の焦点 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について（条約編）」研修八三四号（二〇一七年）二九頁以下等がある。刑法学の立場から検討を行ったものとして、今井猛嘉「組織的犯罪処罰法の改正とその意義――条約による国内刑法の発展」論究ジュリスト二三号（二〇一七年）九七頁以下、松宮孝明「組織的犯罪処罰法改正の問題点」論究ジュリスト二三号（二〇一七年）一〇五頁以下等がある。

（6）同条約の概要、英文及び和訳は外務省ＨＰ「国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/soshiki/boshi.html）にて参照可能。

（7）国会審議の概要については、藤乗一道「テロ等準備罪の創設――組織的犯罪処罰法改正案に係る国会論議――」立法と調査三九二号（二〇一七年）三頁以下を参照。

（8）テロ等準備罪について刑法学の立場から検討を行ったものとして、既に井田・前掲注（4）・二三頁以下、亀井源太郎「組織犯罪処罰法六条の二第一項の罪にかかる限定解釈の試み」法律時報八九巻九号（二〇一七年）九一頁以下、安達光治「『共謀罪』の刑法解釈学的検討」別冊法学セミナー二四八号（二〇一七年）二八頁以下、安井哲章「コンスピラシーとテロ等準備罪」刑事法ジャーナル五五号（二〇一七年）三三頁以下等がある。

（9）この規定ぶりについては二〇一七年改正前後で変更はない。

（10）この点に関し詳細に扱ったものとして、城祐一郎『マネー・ローンダリング罪――捜査のすべて』（立花書房、二〇一四年）一三三頁以下。藏本匡成「組織的犯罪処罰法（犯罪収益等隠匿罪）」判例タイムズ一四三〇号（二〇一七年）九七頁以下、松野俊之「組織的犯罪処罰法の概要」警察公論七一巻四号（二〇一六年）二八頁以下、松並孝二「はじめての組織的犯

罪処罰法（5）犯罪収益等の没収・追徴とその保全」捜査研究六六一号（二〇〇六年）一七頁、窪田守雄「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律による犯罪収益等の没収追徴」研修六三八号（二〇〇一年）一〇七頁以下も参照。

(11) 三浦守ほか編『組織的犯罪対策関連三法の解説』（法曹会、二〇〇一年）七一頁。

(12) 正式名称は“Financial Action Task Force”。一九八九年に行われたアルシュ・サミットの経済宣言に基づく政府間会合である。その概要につき、本稿ではさしあたり警察庁犯罪収益移転防止対策室ＨＰ「ＪＡＦＩＣと国際機関等の連携」（https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/kokutop.htm）を参照するにとどめる。

(13) 国際的な状況として、薬物犯罪対策の必要性を意識していたＦＡＴＦは、一九九〇年にマネー・ローンダリング対策を主眼とする四〇項目の勧告を取りまとめたが、そのＦＡＴＦは一九九六年にはマネー・ローンダリングの前提犯罪を薬物犯罪から拡大すること等を内容とする勧告の改定を行うなどするに至っている。また、時期を前後して、一九九五年以降、国連犯罪防止刑事司法委員会（通称「コングレス」、正式名称は“United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice”）においては国際組織犯罪対策を主眼とする条約の議論がなされるなど、薬物犯罪にとどまらず、広く国際組織犯罪対策における犯罪収益規制の重要性に対する認識が国際的に高まっていたといえる。

(14) 三浦ほか・前掲注（11）・七一頁以下。

(15) 城・前掲注（10）・一〇四頁。

(16) 本稿では立ち入らないが、国際組織犯罪防止条約については、いわゆる解釈ノート（UNODC, *TRAVAUX PRÉPARATOIRES of the negotiations for the elaboration of the United Nations Convention against Transnational Organized Crime and the Protocols thereto*（2006））や立法ガイド（UNODC, *LEGISLATIVE GUIDES FOR THE IMPLEMENTATION OF THE UNITED NATIONS CONVENTION AGAINST TRANSNATIONAL ORGANIZED CRIME AND THE PROTOCOL THERETO*（2004））を参照。また、同条約の交渉過程、背景等に関する邦語文献として、片平聡「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（特集 第一五六回国会主要成立法律）」ジュリスト一二五一号（二〇〇三年）三五頁以下、今井勝典「国連国際組織犯罪条約の実質採択について」警察学論集五三巻九号（二〇〇〇年）四六頁以下、青木五郎「国連国際組織犯罪対策条約」警察学論集五二巻九号（一九九九年）一六頁以下を参照。

(17) 邦語文献として片平・前掲注（16）・三七頁、高橋則夫「国際組織犯罪防止条約と国内対策立法」法学教室二七八号（二〇〇三年）一七頁、杉山徳明＝西方建一「組織犯罪に対する国際的取組について――国際組織犯罪防止条約及びＦＡＴＦの

活動の概要を中心に――」法律のひろば五七巻五号（二〇〇四年）二九頁以下。

(18) 杉山＝西方・前掲注（17）・三一頁。

(19) 隈＝櫛・前掲注（5）・一〇六頁以下、加藤・前掲注（5）（論究ジュリスト二三号）・九三頁。

(20) 隈＝櫛・前掲注（5）・一一二頁以下、加藤・前掲注（5）（論究ジュリスト二三号）・九〇頁。なお、テロ等準備罪の新設に至るまでには、条約上の義務を履行する上では特段の法整備を要しないとする見解や、予備罪類型の新設でもって対応する見解等をはじめ、様々な意見が出されたが、本稿の主眼とするところではないため立ち入らない。

(21) 日本政府は、組織的犯罪処罰法二〇一七年改正が（一部を除き）施行された二〇一七年七月一一日に、一八八か国目の加盟国として条約受諾書寄託の手続をとり（平成二九年七月一四日条約第二一号・同外務省告示第二五二号）、同年八月一〇日、本条約は日本について効力を発生した。この点につき、外務省ＨＰ「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_7.html）を参照。

(22) 隈＝櫛・前掲注（5）・一九七頁以下にその一覧表がある。

(23) そこでは、テロとの関係が一つの考慮要素となっている。拙稿「いわゆる「外国人テロ戦闘員（ＦＴＦ）」問題への刑法的対応の検討――国連安保理決議第二一七八号の課す犯罪化義務とテロ等準備罪をめぐって――」法学政治学論究一一七号（二〇一八年）一七一頁以下では、国際テロ情勢をめぐる問題の一つである、外国人テロ戦闘員問題について検討を加える中で、テロ等準備罪がテロ対策に資すると思われる一面があることを指摘した。

(24) 隈＝櫛・前掲注（5）・一三〇頁以下注六。

(25) 二〇一七年三月三〇日の衆議院財務金融委員会における加藤俊治法務省大臣官房審議官の答弁を参照。

(26) これに該当する類型として、たとえば公職選挙法二二一条二項及び三項をはじめとする諸類型、地方自治法七四条の四の罪、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律四八条の罪等がある。

(27) 三浦ほか・前掲注（11）・七一頁。ただし、けん銃の譲渡代金の請求権のように、法律上その存在を認めることができない無効な債権は含まれないともされる。

(28) 三浦ほか・前掲注（11）・七二頁。

(29) 三浦ほか・前掲注（11）・七二頁以下。

(30) むろん、同様の規定ぶりであるからといってただちに参照可能とは限らない。もっとも、いわゆる麻薬特例法二条三項に

おける「薬物犯罪の犯罪行為により得た財産」と刑法総則上の犯罪取得物件との関係が一つの問題となった最高裁平成一五年四月一一日判決（刑集五七巻四号四〇三頁）からは、それらを相互に参照可能とし、同様に理解する趣旨がうかがわれると指摘されているため、より立ち入った検討の余地を認識しつつも、本稿においてはさしあたりその見解を前提にすることとしたい。上田哲「最判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（平成一五年度）』（法曹会、二〇〇六年）二〇六頁以下を参照。

(31) その物の存在が犯罪行為の不可欠な要素となっている物。偽造文書行使罪における偽造文書、賄賂罪における賄賂等が該当する。前田雅英ほか編『条解刑法　第三版』（弘文堂、二〇一三年）三七頁。

(32) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第三版　第一巻』（青林書院、二〇一五年）四二〇頁以下〔出田孝一〕、団藤重光編『注釈刑法(1)　総則(1)』（有斐閣、一九六四年）一三五頁以下〔藤木英雄〕、大塚仁『注解刑法　増補第二版』（青林書院新社、一九七七年）七三頁。

(33) 犯罪行為の不可欠な要素となっている物ではないが、犯罪行為のために使用された物。殺人行為に用いられた銃と弾丸などが該当する。前田ほか編・前掲注（31）・三七頁。

(34) 自動車運転の際の過失により死傷結果を生じさせた場合をとりわけ重く処罰する法整備がなされた現在においては、自動車につき供用物件でなく組成物件と解する余地があるようにも思われるが、本稿では立ち入らない。

(35) 大塚ほか編・前掲注（32）・四二四頁以下〔出田孝一〕。なお、大塚・前掲注（32）・七四頁は、刑法一九条一項二号の「表現自体からみて、故意犯にかぎり、過失犯を含まないと解すべきである」とする。団藤編・前掲注（32）・一三八頁以下〔藤木英雄〕も参照。

(36) 大塚ほか編・前掲注（32）・四二〇頁以下〔出田孝一〕。

(37) 東高刑時報二七巻四号五四頁。

(38) 判例時報一六七一号一六一頁。

(39) 犯罪行為によって存在するに至った物。通貨偽造罪における偽造通貨などが該当する。前田ほか編・前掲注（31）・三八頁。

(40) 犯罪行為によって犯人が取得した物。恐喝によって得た誓約書などが該当する。前田ほか編・前掲注（31）・三八頁。

(41) 犯罪行為をしたことの対価、報酬として得た物。売春業者に建物を提供した場合の家賃などが該当する。前田ほか編・前掲注（31）・三八頁。

(42) 大塚ほか編・前掲注（32）・四一九頁〔出田孝一〕、西田典之ほか編『注釈刑法　第一巻　総論』（有斐閣、二〇一〇年）一一六頁〔鈴木左斗志〕。
(43) 大塚ほか編・前掲注（32）・四二七頁以下〔出田孝一〕、西田ほか編・前掲注（42）・一三三頁以下〔鈴木左斗志〕。
(44) 大塚ほか編・前掲注（32）・四三一頁〔出田孝一〕
(45) 大塚ほか編・前掲注（32）・四一八頁〔出田孝一〕。同旨、団藤編・前掲注（32）・一四三頁〔藤木英雄〕、大塚・前掲注（32）・七三頁。
(46) 法務省ＨＰ「法制審議会第一三七回会議（平成一四年九月三日開催）」（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_020903-5.html）を参照。
(47) 法務省ＨＰ「法制審議会 刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会」（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_keiji_kokusai_index.html）を参照。
(48) 法務省ＨＰ「法制審議会第一三七回会議（平成一四年九月三日開催）」（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_020903-5.html）を参照。
(49) これまで、国際組織犯罪防止条約締結に際しての国内法整備を主眼とする法律案は、第一五六回国会（常会）提出（二〇〇三年三月一一日）の「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」、第一五九回国会（常会）に提出（二〇〇四年二月二〇日）の「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」、第一六三回国会（特別会）に提出（二〇〇五年一〇月四日）の、第一五九回国会に提出のもと同内容の法律案の計三回提出されているが、本稿の検討の対象である組織的犯罪処罰法二条二項一号に関する部分については変更はない。
(50) 法制審議会刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会第三回会議（平成一四年一一月一日）。
(51) 法制審議会刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会第三回会議（平成一四年一一月一日）。
(52) 一例として消火妨害罪（刑法一一四条）があげられている。火災の際に消火用の物を隠匿する行為等が同罪に該当するが、「火災の際に」という偶然の事情に犯罪の成否をかからしめるという点において犯罪収益規制に服せしめる必要性に乏しい類型なのではないか、という理解が示されていた。
(53) 法制審議会刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会第四回会議（平成一四年一一月二一日）。

（54）法制審議会刑事法（国連国際組織犯罪条約関係）部会第五回会議（平成一四年一二月一八日）。
（55）前掲注（10）に掲記の、実務家による論稿を参照。
（56）三浦ほか・前掲注（11）・一三七頁以下。
（57）刑集五七巻四号四〇三頁。同判例につき、上田・前掲注（30）のほか、井上宏「判批」研修六七五号（二〇〇四年）一一頁以下、保坂和人「判批」警察公論五八巻一一号（二〇〇三年）七一頁以下、鈴木左斗志「犯罪供用物件没収（刑法一九条一項二号）の検討――最高裁平成一五年四月一一日判決（刑集五七巻四号四〇三頁）を契機として――」研修七二四号（二〇〇八年）三頁以下、若尾岳志「判批」法律時報七八巻一号（二〇〇四年）七四頁以下、松宮孝明「判批」法学セミナー五九一号（二〇〇四年）一一八頁を参照。

橋本　広大（はしもと　こうだい）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　日本刑法学会
専攻領域　刑法
主要著作
「イギリスにおける制定法上の共謀罪の検討」『法学政治学論究』第一一四号（二〇一七年）
「組織的犯罪処罰法における『犯罪収益』概念について――テロ等準備罪新設に係る二条二項五号の検討」『法学政治学論究』第一一六号（二〇一八年）
「いわゆる『外国人テロ戦闘員（ＦＴＦ）』問題への刑法的対応の検討――国連安保理決議第二一七八号の課す犯罪化義務とテロ等準備罪をめぐって」『法学政治学論究』第一一七号（二〇一八年）